

★平成30年度-保育所等入所案内★

◎保育所・小規模保育施設とは？

保育所・小規模保育施設とは、保護者が、労働または疾病その他の事由により保育できないと認められた場合に、代わって保育をする施設です。家庭での保育が十分にできないお子さんから優先的に入所しますので、申し込みをした全員が入所できない場合もあります。（定員を超えている場合は、確認のうえ“あきまち”となります）

◎入所要件について

- 保育所：満6ヶ月に達している乳児から小学校就学前までの幼児で、児童・保護者ともに町内に住所を有していること。
- 小規模保育施設：2歳児までの乳児・幼児で、児童・保護者ともに町内に住所を有していること。

◎施設概要

◆保育施設◆

| 保育所名 | 電話 | 所在地 |
|--------|---------|----------------|
| 船岡保育所 | 55-1253 | 柴田町船岡新栄2丁目18-1 |
| 槻木保育所 | 56-1332 | 柴田町槻木下町2丁目6-31 |
| 西船迫保育所 | 57-1387 | 柴田町西船迫2丁目5-29 |

| 小規模保育施設名 | 電話 | 所在地 |
|--------------------------|---------------|----------------|
| あんこハウス | 54-5305 | 柴田町船岡東1丁目4-30 |
| ゆるりんのおうち | 080-4178-9374 | 柴田町船岡中央1丁目3-41 |
| モンテッソーリこどもの家 ぼこぼこふなおか | 51-8834 | 柴田町船岡中央2丁目5-32 |
| 保育ママ マミースマイル | 54-1220 | 柴田町船岡中央1丁目3-52 |

◆保育実施日・保育時間◆

- 保育所：保育実施日 月曜日～土曜日
保育認定時間（標準時間：11時間） 午前7：30～午後6：30
保育認定時間（短時間：8時間） 午前8：30～午後4：30
月～金曜日まで別額で延長保育あり

- 小規模保育施設：
保育認定時間（標準時間：11時間・短時間：8時間）に合わせ保育を実施します。保育実施日・保育開始・終了時間、延長保育の有無は施設によって異なりますので直接ご確認ください。

◎申込受付期間

- 一斉入所申込：平成29年11月1日（水）～11月10日（金）まで
午前8時30分～午後5時00分 ※土曜・日曜・休日を除く
- 途中入所申込：平成29年11月13日～随時受付
※一斉入所申込された方の入所決定後の受付となります。育休終了などで年度途中からの入所を希望される方も一斉入所申込期間にお申し込みください。

◎入所申込について

次の書類に必要事項を記入し、第一希望の施設に直接お申し込みください。申込書類は、各施設・役場子ども家庭課で配布しております。

- 1.支給認定申請書兼利用者申込書（入所を希望する児童1人につき1枚）
- 2.家庭で保育できない状態を確認できる書類（保護者・同居の祖父母1人につき1種類）
※65歳以上の方は提出の必要はありません。

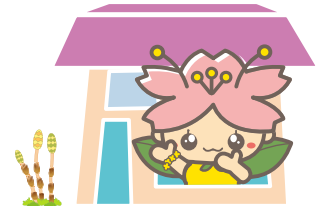
| | 家族の状況 | 提出書類 |
|----------|--|-------------------------------|
| 就労の状態にある | お勤めの方（会社員等） ※産休・育休中の方も含む 就学している方 | 勤務証明書または在学証明書 ※内定の場合は内定証明書 |
| | 農業・自営業の方 | 就労状況申告書 |
| | 内職の方 | 内職証明書 |
| その他 | 出産（就労していない方） | 申出書及び母子手帳の写し |
| | 疾病・障がい | 申出書及び診断書・手帳など |
| | 介護・看護 | 申出書及び介護保険証など |
| | 求職活動 | 求職活動申告書及び証明書など |

- 3.個人番号カードまたは通知カードと本人確認書類（写真付1点または写真無2点）
- 4.印鑑

◎入所決定について

提出書類の内容および面談・聞き取りによる審査によって、入所要件を満たしている家庭の保育できない程度の高い児童から入所を決定します。先着順ではありません。

※申込書類に虚偽記載があった場合は、決定後でも取消しとなります。
決定通知の発送予定日は1月中旬～下旬になります。



◎教育・保育利用者負担額について

保育認定子どもに係る利用者負担額表

| 階層区分 | 階層認定の基準 | 3歳未満児 | | 3歳児 | | 4歳以上児 | |
|------|------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | | 保育標準時間 | 保育短時間 | 保育標準時間 | 保育短時間 | 保育標準時間 | 保育短時間 |
| A | 生活保護世帯等 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| B | 市町村民税非課税世帯 | 9,000 (0) | 9,000 (0) | 6,000 (0) | 6,000 (0) | 6,000 (0) | 6,000 (0) |
| C1 | 市町村民税均等割額のみ世帯 | 17,500 (8,000) | 17,300 (8,000) | 14,500 (5,500) | 14,300 (5,500) | 14,500 (5,500) | 14,300 (5,500) |
| C2 | 48,600円未満 | 19,500 (9,000) | 19,300 (9,000) | 16,500 (6,000) | 16,300 (6,000) | 16,500 (6,000) | 16,300 (6,000) |
| D1 | | 22,100 (9,000) | 21,700 (9,000) | 19,100 (6,000) | 18,800 (6,000) | 19,100 (6,000) | 18,800 (6,000) |
| D2 | 52,000円以上から67,000円未満 | 24,700 (9,000) | 24,300 (9,000) | 21,700 (6,000) | 21,400 (6,000) | 21,700 (6,000) | 21,400 (6,000) |
| D3 | 67,000円以上から82,000円未満 | 27,300 (9,000) | 26,900 (9,000) | 24,300 (6,000) | 23,900 (6,000) | 24,300 (6,000) | 23,900 (6,000) |
| | | 27,300 | 26,900 | 24,300 | 23,900 | 24,300 | 23,900 |
| D4 | 82,000円以上から97,000円未満 | 30,000 | 29,600 | 27,000 | 26,600 | 27,000 | 26,600 |
| D5 | 97,000円以上から115,000円未満 | 33,800 | 33,000 | 28,700 | 28,200 | 27,900 | 27,300 |
| D6 | 115,000円以上から133,000円未満 | 37,200 | 36,600 | 30,500 | 30,000 | 27,900 | 27,300 |
| D7 | 133,000円以上から151,000円未満 | 40,800 | 40,200 | 32,200 | 31,600 | 27,900 | 27,300 |
| D8 | 151,000円以上から169,000円未満 | 44,500 | 43,900 | 34,000 | 33,400 | 27,900 | 27,300 |
| D9 | 169,000円以上から213,000円未満 | 50,000 | 49,100 | 34,000 | 33,400 | 27,900 | 27,300 |
| D10 | 213,000円以上から257,000円未満 | 55,500 | 54,600 | 34,000 | 33,400 | 27,900 | 27,300 |
| D11 | 257,000円以上から301,000円未満 | 61,000 | 60,100 | 34,000 | 33,400 | 27,900 | 27,300 |
| D12 | 301,000円以上 | 74,000 | 72,800 | 34,000 | 33,400 | 27,900 | 27,300 |

【参考】

1. 利用者負担額は、保護者の市町村民税の合算された額と、児童の年齢によって決まります。
2. 年に一回算定年度の切替を行い、9月分から金額が変更になる場合があります。
3. 同世帯から、小学校就学前の児童が同時に2人以上特定の施設に入所している場合は、2人目以降の保育料について軽減措置があります。階層によって年齢上限の撤廃があります。
4. 利用者負担額の納期限は、毎月末日となります。※正当な理由なく利用者負担額を滞納した場合は、滞納処分の措置をとることになります。